

新「西尾市」の合併ガイドブック

—自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち—



会 長	副会長	副会長	副会長
西尾市長	一色町長	吉良町長	幡豆町長
榊原 康正	都築 讓	山本 一義	渡辺 靖

平成23年4月1日に、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町が合併し、新「西尾市」が誕生します。

本冊子は合併後の住所表示や合併に伴う手続き、本庁・支所の組織と業務などについて紹介しています。またこれらのさらに詳しい内容やその他暮らしに関係の深い情報は、合併後の「広報にしお」や市役所ホームページ（<http://www.city.nishio.aichi.jp>）で随時お知らせする予定です。

なお本冊子に掲載した各項目の内容は、「西尾市・幡豆郡三町合併協議会」の調整方針に基づき、平成22年12月末で作成したものであり、法改正や条例改正等により変更する場合がありますので、詳細につきましては各担当課にお問い合わせください。

目次

CONTENTS

- 1 合併後の住所表示…………… 1
- 2 住所表示変更に伴う手続き… 4
- 3 本庁の組織と業務…………… 10
- 4 支所の組織と業務…………… 12
- 5 各課からのお知らせ…………… 18
- 6 合併後の主な施設の名称…………… 28

1 合併後の住所表示

平成23年4月1日から住所表示が次のとおり変わります（西尾市は変更ありません）。

旧町名	合併後の住所表示
一色町	<p>「幡豆郡」を「西尾市」に置き換え、「大字」「字」を削除し、字名とします。</p> <p>合併前 幡豆郡 一色町 大字 ○○ 字 △△ ↓ 置き換え ↓ 削除 ↓ 削除 合併後 西尾市 一色町 ○○ △△ ○○△△を字名とします。</p> <p>例えば一色町役場の住所は次のとおりとなります。</p> <p>合併前 幡豆郡 一色町 大字一色 字伊那跨 61番地 合併後 西尾市 一色町 一色伊那跨 61番地</p>
吉良町	<p>「幡豆郡」を「西尾市」に置き換え、「大字」「字」を削除し、字名とします。</p> <p>合併前 幡豆郡 吉良町 大字 ○○ 字 △△ ↓ 置き換え ↓ 削除 ↓ 削除 合併後 西尾市 吉良町 ○○ △△ ○○△△を字名とします。</p> <p>例えば吉良町役場の住所は次のとおりとなります。</p> <p>合併前 幡豆郡 吉良町 大字荻原 字川畑 20番地 合併後 西尾市 吉良町 荻原川畑 20番地</p>
幡豆町	<p>「幡豆郡幡豆町」を「西尾市」に置き換え、「大字」「字」を削除し、大字名を町名とし、小字名を字名とします。</p> <p>合併前 幡豆郡幡豆町 大字 ○○ 字 △△ ↓ 置き換え ↓ 削除 ↓ 町名 ↓ 削除 合併後 西尾市 ○○町 △△</p> <p>例えば幡豆町役場の住所は次のとおりとなります。</p> <p>合併前 幡豆郡幡豆町 大字西幡豆 字仲田 14番地2 合併後 西尾市 西幡豆町 仲田 14番地2</p>

※「電話番号」、「郵便番号」は変更ありません。

住所表示の新旧対照

合併前後の住所表示は、以下のとおりです。

合併前 (旧住所表示)		合併後 (新住所表示)	
幡豆郡	一色町大字赤羽 字△△	西尾市	いっしきちょう あかばね 一色町 赤羽△△
	一色町大字味浜 字△△		いっしきちょう あじはま 一色町 味浜△△
	一色町大字生田 字△△		いっしきちょう いくた 一色町 生田△△
	一色町大字池田 字△△		いっしきちょう いけだ 一色町 池田△△
	一色町大字一色 字△△		いっしきちょう いっしき 一色町 一色△△
	一色町大字大塚 字△△		いっしきちょう おおつか 一色町 大塚△△
	一色町大字開正 字△△		いっしきちょう かいしょう 一色町 開正△△
	一色町大字小藪 字△△		いっしきちょう こやぶ 一色町 小藪△△
	一色町大字坂田新田 字△△		いっしきちょう さかたしんでん 一色町 坂田新田△△
	一色町大字酒手島 字△△		いっしきちょう さかてじま 一色町 酒手島△△
	一色町大字佐久島 字△△		いっしきちょう さくしま 一色町 佐久島△△
	一色町大字治明 字△△		いっしきちょう じめい 一色町 治明△△
	一色町大字千間 字△△		いっしきちょう せんげん 一色町 千間△△
	一色町大字惣五郎 字△△		いっしきちょう そうごろう 一色町 惣五郎△△
	一色町大字対米 字△△		いっしきちょう ついごめ 一色町 対米△△
	一色町大字中外沢 字△△		いっしきちょう なかとざわ 一色町 中外沢△△
	一色町大字野田 字△△		いっしきちょう のだ 一色町 野田△△
	一色町大字藤江 字△△		いっしきちょう ふじえ 一色町 藤江△△
	一色町大字細川 字△△		いっしきちょう ほそかわ 一色町 細川△△
	一色町大字前野 字△△		いっしきちょう まへの 一色町 前野△△
一色町大字松木島 字△△	いっしきちょう まつきじま 一色町 松木島△△		
一色町大字養ヶ島 字△△	いっしきちょう よがしま 一色町 養ヶ島△△		

合併前 (旧住所表示)		合併後 (新住所表示)	
幡豆郡	吉良町大字饗庭 字△△	西尾市	きらちょう あいば 吉良町 饗庭△△
	吉良町大字大島 字△△		きらちょう おおじま 吉良町 大島△△
	吉良町大字岡山 字△△		きらちょう おかやま 吉良町 岡山△△
	吉良町大字荻原 字△△		きらちょう おぎわら 吉良町 荻原△△
	吉良町大字乙川 字△△		きらちょう おっかわ 吉良町 乙川△△
	吉良町大字小山田 字△△		きらちょう おやまだ 吉良町 小山田△△
	吉良町大字上横須賀 字△△		きらちょう かみよこすか 吉良町 上横須賀△△
	吉良町大字木田 字△△		きらちょう きだ 吉良町 木田△△
	吉良町大字小牧 字△△		きらちょう こまき 吉良町 小牧△△
	吉良町大字酒井 字△△		きらちょう さかい 吉良町 酒井△△
	吉良町大字下横須賀 字△△		きらちょう しもよこすか 吉良町 下横須賀△△
	吉良町大字白浜新田 字△△		きらちょう しらはましんでん 吉良町 白浜新田△△
	吉良町大字瀬戸 字△△		きらちょう せと 吉良町 瀬戸△△
	吉良町大字津平 字△△		きらちょう つひら 吉良町 津平△△
	吉良町大字寺嶋 字△△		きらちょう てらじま 吉良町 寺嶋△△
	吉良町大字富田 字△△		きらちょう とみだ 吉良町 富田△△
	吉良町大字富好新田 字△△		きらちょう とみよししんでん 吉良町 富好新田△△
	吉良町大字友国 字△△		きらちょう ともくに 吉良町 友国△△
	吉良町大字中野 字△△		きらちょう なかの 吉良町 中野△△
	吉良町大字八幡川田 字△△		きらちょう はちまんかわだ 吉良町 八幡川田△△
吉良町大字駸馬 字△△	きらちょう まだらめ 吉良町 駸馬△△		
吉良町大字宮崎 字△△	きらちょう みやざき 吉良町 宮崎△△		
吉良町大字宮迫 字△△	きらちょう みやば 吉良町 宮迫△△		
吉良町大字吉田 字△△	きらちょう よしだ 吉良町 吉田△△		
幡豆郡幡豆町	大字寺部 字△△	西尾市	てらべちよう 寺部町△△
	大字鳥羽 字△△		とばちよう 鳥羽町△△
	大字西幡豆 字△△		にしはずちよう 西幡豆町△△
	大字東幡豆 字△△		ひがしはずちよう 東幡豆町△△

2 住所表示変更に伴う手続き

合併による住所表示の変更に伴い、住所変更等の手続きが必要となる場合があります。

主なものを表にまとめましたので、必要な手続きを行ってください。なお、手続きの際に、合併に伴う住所表示の変更を証明する書類が必要な場合は、「証明書」を発行(無料)しますので、合併後の本庁地域振興部市民課または支所で申請してください。

【注意事項】

変更手続きが必要な項目は、合併日の4月1日以降でないとは手続きはできません。なお表中の問合せ先は、平成22年12月末現在のものです。

手続きが不要な項目についても、ご本人の希望により住所表示の変更をすることができるものもありますので、詳細は問合せ先にご確認ください。

住民登録・戸籍

項目	手続	手続方法等	問合せ先
住民票・戸籍・戸籍の附票	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	西尾市市民課 56-2111 一色町住民課 72-9604 吉良町住民課 32-1116 幡豆町住民課 63-0114
印鑑登録証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後も旧町発行の印鑑登録証をそのままお使いいただけますが、「西尾市」の登録証と無料で引換えできます。都合の良いときに手続きをしてください。	
外国人登録証明書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、来庁された際に内容を外国人登録証明書(カード)の裏面に記載します。	
住民基本台帳カード	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、住民基本台帳カードの裏面に住所変更を記載しますので、都合の良いときに手続きをしてください。	
公的個人認証サービス	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後もそのままお使いいただけます。	

国民健康保険

項目	手続	手続方法等	問合せ先
国民健康保険被保険者証	不要	手続の必要はありません。新しい保険証等を3月末までに郵送します。	西尾市保険年金課 56-2111 一色町住民課 72-9604 吉良町住民課 32-1115 幡豆町住民課 63-0120
国民健康保険高齢受給者証			
国民健康保険限度額適用認定証			
国民健康保険標準負担額減額認定証			
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
国民健康保険特定疾病療養受療証			

医療・年金

項目	手続	手続方法等	問合せ先
後期高齢者医療被保険者証	不要	<p>手続の必要はありません。 新しい保険証・受給者証等を3月末までに郵送します。</p> <p>※1 4月以降に郵送します。</p> <p>※2 平成8年4月2日以降生れて現在受給者証をお持ちでない方は、手続きが必要です。</p>	<p>西尾市保険年金課 56-2111 一色町住民課 72-9604 吉良町福祉課 32-1118 幡豆町住民課 63-0120</p>
後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ※1			
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
子ども医療費受給者証 ※2			
母子家庭等医療費受給者証			
障害者医療費受給者証			
精神障害者医療費受給者証			
後期高齢者福祉医療費受給者証			
年金手帳	不要	手続の必要はありません。	刈谷年金事務所 0566-21-2115
年金証書			

障害者福祉

項目	手続	手続方法等	問合せ先
身体障害者手帳	不要	現在のままでも使用できますが、ご希望の方は来庁された際に変更の手続きができます。	<p>西尾市福祉課 56-2111 一色町健康福祉課 72-9605 吉良町福祉課 32-1118 幡豆町福祉課 63-0115</p>
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
戦傷病者手帳			
自立支援医療受給者証	不要	<p>手続の必要はありません。 新しい受給者証を3月末までに郵送します。</p>	<p>西尾市福祉課 56-2111 一色町健康福祉課 72-9605 吉良町福祉課 32-1118 幡豆町福祉課 63-0115</p>
障害福祉サービス受給者証			
障害者扶助料	不要	<p>手続の必要はありません。 ただし、新市で新たに障害者扶助料の対象となる方は、申請書を提出してください。 (合併後、対象者の方に申請書を郵送します。)</p>	<p>西尾市福祉課 56-2111 一色町健康福祉課 72-9605 吉良町福祉課 32-1118 幡豆町福祉課 63-0115</p>
特別障害者手当			
障害児福祉手当			
経過的福祉手当			
愛知県在宅重度障害者手当			

母子・児童福祉・健康

項目	手続	手続方法等	問合せ先
市町遺児手当	必要	継続して認定を受ける方は、申請手続きを行ってください。	<p>西尾市子ども課 56-2111 一色町子ども課 72-9613 吉良町子育て支援課 32-1119 幡豆町福祉課 63-0155</p>
子ども手当	不要	手続の必要はありません。	<p>西尾市保健センター 57-0661 一色町健康推進室 73-4487 吉良町保健センター 32-3001 幡豆町福祉課 63-0137</p>
特別児童扶養手当			
児童扶養手当			
愛知県遺児手当			
保育園児の住所表示変更手続			
母子健康手帳	不要	手続の必要はありません。	<p>西尾市保健センター 57-0661 一色町健康推進室 73-4487 吉良町保健センター 32-3001 幡豆町福祉課 63-0137</p>
健康手帳			
妊産婦及び乳児健康診査受診票			
予防接種手帳(予診票)			

介護保険

項目	手続	手続方法等	問合せ先
介護保険被保険者証	不要	手続の必要はありません。 新しい保険証等を3月末までに郵送します。	西尾市長寿課 56-2111 一色町健康福祉課 72-9605 吉良町福祉課 32-1118 幡豆町福祉課 63-0116
介護保険負担限度額認定証			
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証			

税 務

項目	手続	手続方法等	問合せ先
法人町民税に係る法人等の所在地変更届	不要	手続の必要はありません。	西尾市税務課 56-2111 一色町税務課 72-9603
個人町民税に係る特別徴収義務者の所在地変更届			
原動機付自転車(125cc以下のバイク)・ミニカー及び小型特殊自動車の標識交付証明書及び標識	不要	手続の必要はありません。 交付済みの標識は、合併後も使用できます。	吉良町税務課 32-1114 幡豆町税務課 63-0119
税の口座振替	不要	原則手続の必要はありません。	

その他

項目	手続	手続方法等	問合せ先
犬の登録	不要	手続の必要はありません。	西尾幡豆広域連合 34-8111
農業者年金	不要	手続の必要はありません。	西尾市農林水産課 56-2111 一色町産業振興課 72-9606 吉良町産業課 32-2157 幡豆町産業課 63-0126
小学校児童・中学校生徒の住所表示変更手続	不要	手続の必要はありません。新市外の小中学校等については各校にお問い合わせください。	西尾市学校教育課 56-2111 一色町学校教育課 73-6886 吉良町学校教育課 32-2742 幡豆町学校教育課 63-0129
図書館の貸出カード	不要	手続の必要はありません。 従来の貸出カードは、当面そのまま使用できます。	西尾市立図書館 56-6200 一色学びの館 72-3880 吉良図書館 32-3400 幡豆図書館 62-6588

その他

項目	手続	手続方法等	問合せ先
入札参加資格審査申請	不要	手続の必要はありません。	西尾市財政課 56-2111 一色町監査課 72-9600 吉良町総務課 32-1112 幡豆町総務課 62-5511
水道使用者住所	不要	手続の必要はありません。	西尾幡豆広域連合 水道部営業課 57-1213
船員手帳	不要	手続きの必要はありません。 書換時にあわせて本籍変更します。	中部運輸局 052-952-8027 一色町産業振興課 72-9606 幡豆町産業課 63-0126

国・県関係公共機関など

項目	手続	手続方法等	問合せ先
(土地・建物登記簿) 不動産の所在変更	不要	手続の必要はありません。 法務局で順次修正します。	名古屋法務局西尾支所 57-2622
(土地・建物登記簿) 不動産所有者・抵当権者等の住所変更	不要	手続の必要はありません。 旧住所を新住所として読み替える「みなし規定」により、登記簿上の変更は行いません。ただし、住所変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して、変更登記をすることができます。	
(商業・法人登記簿) 会社等の本店及び支店の所在地並びに役員等の住所変更	不要	手続の必要はありません。 法務局で順次修正します。名古屋法務局本局以外の法務局に会社の本店又は支店がある場合は、変更登記をすることができます。	
自動車運転免許証	不要	手続の必要はありません。 更新時にあわせて住所変更をします。	西尾警察署交通課 57-0110
自動車保管場所証明書	不要	手続の必要はありません。	
通行禁止道路通行許可証 駐車許可証等各種許可証			
銃砲刀剣類所持許可証 古物営業許可証 風俗営業許可証	必要	新市で発行する変更証明書を添付して、手続を行ってください。手数料は無料です。	西尾警察署生活安全課 57-0110
旅券（パスポート）に係る申請、住所変更	不要	手続の必要はありません。 ご自身で裏表紙の所持人記入欄の現住所を訂正してください。なお、旅券取得のために申請時6か月以内に取得した住民票、戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも使用できます。	愛知県旅券センター 052-563-0236

国・県関係公共機関など

項目	手続	手続方法等	問合せ先
食品営業の許可	不要	手続の必要はありません。	愛知県西尾保健所 56-5241
クリーニング業・美容所・理容所・旅館業・公衆浴場等の許可・届出			
病院・診療所・歯科診療所の許可			
薬局・医薬品販売業の許可			
普通自動車、二輪の小型自動車(251cc以上)の住所変更	不要	手続の必要はありません。 なお、住所変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して変更することができますので、右記機関へお問い合わせください。また、譲渡や廃車などをする場合も右記機関へお問い合わせください。	中部運輸局 愛知運輸支局 050-5540-2046 西三河自動車検査登録事務所 050-5540-2047
二輪の軽自動車(126cc~250cc)の住所変更	不要	手続の必要はありません。 ※譲渡や廃車などをする場合は、右記機関へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 0564-53-5144
軽自動車の住所変更	不要	手続の必要はありません。 なお、住所変更を希望される方は、新市で発行する変更証明書を添付して変更することができますので、右記機関へお問い合わせください。また、譲渡や廃車などをする場合も右記機関へお問い合わせください。	
酒類販売業免許の販売場及び住所・所在地の変更	不要	手続の必要はありません。	西尾税務署 57-3111
たばこの小売販売許可証の営業所の住所変更	不要	手続の必要はありません。	財務省東海財務局 理財課 052-951-2546
被爆者健康手帳所持者の手帳記載事項の変更	必要	該当の方には、愛知県健康福祉部健康対策課から通知がありますので、それに従って手続をしてください。	愛知県健康福祉部 健康対策課 052-954-6268
母子寡婦福祉資金貸付事務	不要	手続の必要はありません。	愛知県健康福祉部 児童家庭課 052-954-6280
愛知県高等学校等奨学金の異動届	不要	手続の必要はありません。	愛知県教育委員会 高等学校教育課 052-954-6785
健康保険・厚生年金保険の適用事業所の所在地変更	不要	手続の必要はありません。	刈谷年金事務所 0566-21-2115
年金手帳・年金証書の住所変更			
国民年金基金に関する住所変更	不要	手続の必要はありません。	愛知県国民年金基金 0120-43-6373
金融機関預金通帳、ゆうちょ(郵便局)通帳、キャッシュカード	原則不要	一般的な住所変更の手続は必要ありませんが、詳細については、各金融機関へお問い合わせください。	各金融機関

国・県関係公共機関など

項目	手続	手続方法等	問合せ先
加入電話（NTT）の住所 電話帳に掲載されている住所	不要	手続の必要はありません。	西日本電信電話（株） 局番なし116
電気使用者の住所	不要	手続の必要はありません。	中部電力（株） 西尾営業所 0120-985-621
ガス（都市ガス）使用者の住所	不要	手続の必要はありません。	東邦ガス（株） 西尾サービスセンター 53-7400
NHK受信料	不要	手続の必要はありません。	NHKコールセンター 0120-151515
組合健康保険被保険者証	各窓口にお問い合わせください。		各健康保険組合
生命保険・その他証書など			契約している保険会社 にお問い合わせください。
クレジットカード			契約しているクレジット会社 にお問い合わせください。
各種有価証券			各取扱い窓口にお問 い合わせください。



3 本庁の組織と業務

本庁の組織と業務は下記のとおりとなります。

- ◆問合せ先の部課名は、平成23年4月1日以降新設される名称が含まれています。
2・3月中の問合せ先は、現西尾市役所企画部企画課にお問合せください。

西尾市役所（本庁）

〒445-8501
西尾市寄住町下田22番地
電話：56-2111（代表）
FAX：56-0212
Mail：kikaku@city.nishio.lg.jp

本庁の組織機構

部 名	課 名	主な業務	階 等
企画部	企画政策課	市政の基本施策の調査研究、各課の調整、行革推進、統計	3階 電算は4階
	企業誘致課	企業誘致の工場用地開発、土地開発公社、国土利用計画	
	秘書課	秘書業務、式典、市表彰、都市提携	
	人事課	市職員の服務、給与、研修、福利厚生	
	情報課	広報、広聴、コンピューター利用、情報化の推進	
総務部	総務課	庁舎管理、選挙、法規、文書、情報公開	3階
	防災課	地域防災計画、防災思想の普及、災害対策本部	2階
	財政課	市の財政、予算、決算、市有の土地・建物の管理の総括、公用車管理	3階
	契約検査課	工事契約、物品購入、市で行う工事の検査	2階
	税務課	市県民税・固定資産税・軽自動車税の賦課、原動機付自転車の登録	
	収納課	市税等の徴収対策	
福祉部	福祉課	障害者福祉、生活保護、民生委員	1階
	長寿課	高齢者福祉、老人福祉施設、介護保険	
	保険年金課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、各種福祉医療	
	健康課	各種健康診査・検診、健康づくり、予防接種、母子保健、成人保健、休日診療所、佐久島診療所	保健センター
	看護専門学校	西尾市立看護専門学校の管理・運営	—
子ども部	子育て支援課	子ども育成支援対策、児童の福祉、児童クラブ	1階
	子ども課	保育園、幼稚園及び知的障害児通園施設の管理・運営	
	家庭児童支援課	要保護児童対策、母子家庭等の福祉、DV総合窓口	4階
地域振興部	商工観光課	商業・産業の振興、勤労者福祉対策、観光事業、消費者行政	3階
	佐久島振興課	離島振興、渡船事業	一色支所
	農林水産課	農林水産業の振興、農業委員会、船員手帳	2階
	市民課	戸籍、住民票、印鑑証明、外国人登録、斎場、法律・行政等の相談	1階
	交通対策課	交通体系（渡船含む）、交通安全、防犯	
	市民協働課	市民活動、町内会、国際交流、多文化共生、男女共同参画	4階

部 名	課 名	主な業務	階 等
環境部	環境保全課	環境学習・啓発、自然保護、公害等の指導・調査	クリーンセンター
	ごみ減量課	一般廃棄物の処理計画、ごみの減量及び資源化、ごみの分別収集	水道庁舎1階
	環境業務課	清掃施設の管理運営、し尿の処理	クリーンセンター
建設部	土木課	道路・橋の新設・改良及び維持管理、農村整備	2階
	河川港湾課	河川・港湾及び漁港の改修及び維持管理、砂防	
	都市計画課	都市計画決定、区画整理、市街地再開発	
	公園緑地課	緑化の促進、公園・広場・緑地の建設・維持管理	
	建築課	市営住宅管理、建築営繕、建築関係許認可	
上下水道部	水道管理課	水道事業の財政・出納、工事等の契約、工事の検査、料金徴収	水道庁舎1階
	水道整備課	水道施設の建設・整備・維持管理	
	下水道管理課	受益者負担金、下水道の普及促進、維持管理	水道庁舎3階
	下水道整備課	下水道の整備計画・建設	
議会事務局	議事課	本会議・委員会の運営・記録、議事にかかる調査	6階
	会計課	市費の出納	4階
	監査委員事務局	市の監査事務	4階
教育委員会事務局	教育庶務課	教育委員会の会議・委員、市立学校の管理・施設整備、給食センター	4階
	学校教育課	学齢児童・生徒の就学、学校の組織編成・諸行事・教育指導	
	生涯学習課	生涯学習の推進、青少年の健全育成	働く婦人の家
	スポーツ課	スポーツ教室、スポーツ施設、スポーツ団体	総合体育館
	文化振興課	文化財の調査・保護、文化事業	岩瀬文庫
	図書館	市内各図書館の管理運営、図書の収集、読書活動の推進	西尾市立図書館
市民病院	管理課	西尾市民病院の管理・運営	
消防本部	総務課	消防車両・施設の維持管理、職員の人事・研修、消防団・水警防団事務	
	予防課	火災予防、消防同意、消防査察、危険物関係許認可	
	消防署	水火災の警戒・防御、救急、救助、出動指令、応急手当の普及啓発、出張所の指揮監督	
	西分署	水火災の警戒・防御、救急、救助、応急手当の普及啓発	
	一色分署	水火災の警戒・防御、救急、救助、応急手当の普及啓発	
	吉良分署	水火災の警戒・防御、救急、救助、応急手当の普及啓発	
	幡豆分署	水火災の警戒・防御、救急、救助、応急手当の普及啓発	

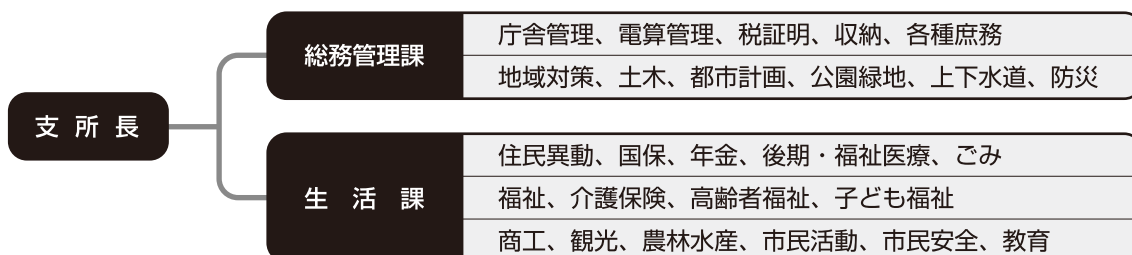
4 支所の組織と業務

合併後の各支所は次のとおりです。

一色支所	吉良支所	幡豆支所
〒444-0492 西尾市一色町一色伊那跨61番地 電話：72-7111(代表) FAX：72-3731	〒444-0596 西尾市吉良町荻原川畑20番地 電話：32-1111(代表) FAX：32-3209	〒444-0798 西尾市西幡豆町仲田14番地2 電話：62-5511(代表) FAX：63-0132

支所の組織

合併後の町役場は西尾市役所〇〇支所という名称に変わります。



支所の業務

多くの事務手続きは今までどおり支所で行うことができますが、一部市役所本庁で受付を行う業務もありますので、次の表を参考にしてください。

◆問合わせ先の部課名は、平成23年4月1日以降新設される名称となっています。2・3月中の問合わせ先は、現町役場にお問合せください。

支所の主な業務

各種業務に関する相談や事務手続きは支所で行うことができます。

主な業務	問合わせ先	
	支所	本庁
原動機付自転車等登録受付・ナンバー交付	総務管理課 庶務担当	税務課
原動機付自転車等廃車受付		税務課
所得・課税証明（市県民税）		税務課
課税証明		税務課
評価証明		税務課
公図、名寄帳の発行		税務課
市税等の口座振替受付		収納課
納税証明（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）		収納課
市税納入の受付		収納課

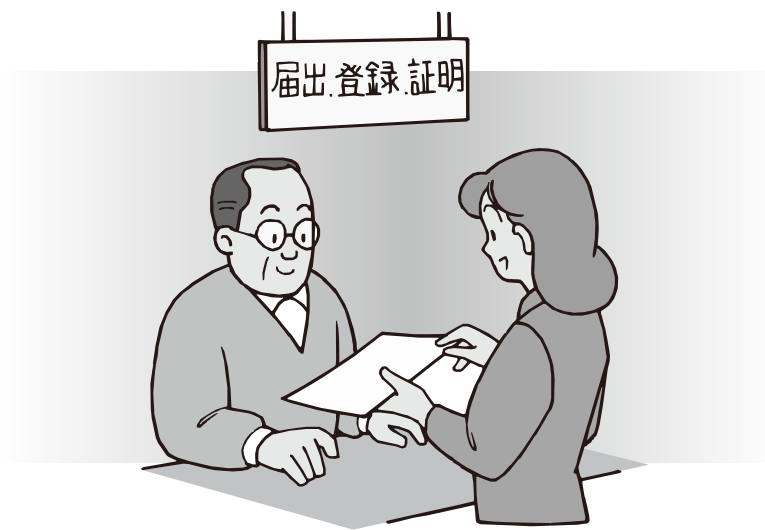
主な業務	問合せ先	
	支 所	本 庁
後期高齢者医療保険料納入の受付	総務管理課 庶務担当	保険年金課
介護保険料納入の受付		長寿課
保育料納入の受付		子ども課
し尿くみ取り料納入の受付		ごみ減量課
市営住宅使用料納入の受付		建築課
上・下水道料金納入の受付		水道管理課
愛知県収入証紙の販売		会計課
戸別受信機借受申請の受付	総務管理課 地域担当	防災課
道路等の補修等の相談受付、現場確認		土木課
舗装の穴埋め、側溝蓋の補修及び草刈等の応急修繕に関する業務		土木課
道路の付属物（交通安全関係）の修繕に関する業務		土木課
道路・水路と民地との境の調査に関する業務（支所所管区域内）		土木課
河川・港湾・漁港・砂防に関する相談受付、現場確認		河川港湾課
河川・漁港等と民地との境の調査に関する業務（支所所管区域内）		河川港湾課
水路等の補修等の相談受付・現場確認		土木課
都市計画基本図等の印刷物の販売		都市計画課
都市計画情報の照会及び図面複写		都市計画課
公園、児童遊園の相談受付現場確認		公園緑地課
市営住宅の相談受付、現場確認		建築課
上水道給水、廃止及び使用者変更届受付		水道管理課
給水装置所有権異動届の受付及び審査		水道管理課
井戸水使用者の世帯人員変更届の受付		下水道管理課
井戸水使用者の使用者変更届の受付		下水道管理課
下水道等の修繕相談受付・現地確認	下水道管理課	
戸籍の届出受付	生活課 住民担当	市民課
埋火葬許可書の交付、火葬場の炉の予約		市民課
身上調査受付及び回答		市民課
戸籍簿・除籍簿等の管理		市民課
住民基本台帳登録、異動処理事務に関する業務		市民課
印鑑登録事務に関する業務		市民課
住民票、戸籍謄抄本、印鑑等の受付、作成及び証明交付に関する業務		市民課
住民基本台帳閲覧事務に関する業務		市民課

主な業務	問合せ先	
	支 所	本 庁
住民基本台帳実態調査に関する業務	生活課 住民担当	市民課
住民基本台帳ネットワークに関する業務		市民課
公的個人認証業務に関する業務		市民課
外国人登録原票記載事項証明書 of 交付に関する業務		市民課
国民健康保険の取得、変更、喪失届の受付	生活課 住民担当	保険年金課
国民健康保険税の軽減、減免の申請受付		保険年金課
国民健康保険被保険者証等の交付		保険年金課
国民健康保険出産育児一時金及び受領委任払いの申請受付		保険年金課
国民健康保険葬祭費の申請受付		保険年金課
国民健康保険療養費の申請受付		保険年金課
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付		保険年金課
国民健康保険高額療養費の申請受付		保険年金課
国民健康保険高額療養費支払資金の貸付斡旋の申請受付		保険年金課
退職被保険者等に関する申請受付		保険年金課
就学中の被保険者の特例に関する申請受付		保険年金課
国民健康保険住所地特例に関する申請受付		保険年金課
国民健康保険第三者行為に関する申請受付		保険年金課
特例対象被保険者等に関する申請受付		保険年金課
国民健康保険特定疾病認定に関する申請受付		保険年金課
出産支援金に関する申請受付		保険年金課
口座振替依頼書に関する申請受付		保険年金課
特定健診受診券の再交付		保険年金課
子ども医療・母子家庭等医療・障害者医療・精神障害者医療・後期高齢者福祉医療の資格取得、更新、変更、喪失届の受付、再交付		保険年金課
子ども医療・母子家庭等医療・障害者医療・精神障害者医療・後期高齢者福祉医療の療養費申請・第三者行為届の受付		保険年金課
子ども医療・母子家庭等医療・障害者医療・精神障害者医療・後期高齢者医療の渡船料の申請受付（佐久島住民向け）		保険年金課
後期高齢者医療の資格取得、更新、変更、喪失届の受付		保険年金課
後期高齢者医療の保険証の再交付		保険年金課
後期高齢者医療の療養費・第三者行為・有床義歯再作成の申請受付		保険年金課
後期高齢者医療の高額療養費・高額介護合算療養費の申請受付		保険年金課
後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定申請・特定疾病療養受療証の申請受付		保険年金課

主な業務	問合せ先	
	支 所	本 庁
後期高齢者医療の葬祭費の申請受付	生活課 住民担当	保険年金課
後期高齢者医療保険料の軽減、減免の申請受付		保険年金課
後期高齢者医療保険料の納付方法変更の申請受付		保険年金課
国民年金の資格異動に関する業務		保険年金課
国民年金の死亡に関する業務		保険年金課
国民年金の免除に関する業務		保険年金課
国民年金の給付に関する業務		保険年金課
国民年金の福祉年金に関する業務		保険年金課
国民年金等のその他各種届出、各種相談等に関する業務		保険年金課
特定施設及び特定建設作業の届出を始めとする環境関連法令に係る届出に関する業務	生活課 住民担当	環境保全課
環境保全に関する業務		環境保全課
公害防止協定に関する業務		環境保全課
土壌汚染に関する業務		環境保全課
公害の苦情受付		環境保全課
補助金の受付事務に関する業務		環境保全課
不法投棄に関する業務		ごみ減量課
生ごみ処理器（機）の設置費補助金申請書等の受付		ごみ減量課
資源ごみ集団回収報奨金申請書等の受付		ごみ減量課
ごみ袋・からすネット・ぼかしの配布		ごみ減量課
貸出車両に関する業務（幡豆支所）		ごみ減量課
佐久島の粗大ごみ収集運搬処理に関する業務（一色支所）		ごみ減量課
佐久島の使用済自動車海上輸送に関する業務（一色支所）		ごみ減量課
一般廃棄物最終処分場の受付及び手数料徴収		ごみ減量課
し尿くみ取り手数料に関する業務		ごみ減量課
障害者手帳の申請受付・交付	生活課 福祉担当	福祉課
障害者手当の申請受付		福祉課
障害者自立支援給付の申請受付		福祉課
障害者自立支援医療給付の申請受付		福祉課
障害者地域生活支援事業サービス給付の申請受付		福祉課
その他障害者サービスの申請受付		福祉課

主な業務	問合せ先	
	支 所	本 庁
福祉タクシー利用券の申請受付	生活課 福祉担当	福祉課
生活相談業務（生活保護申請は本庁）		福祉課
戦傷病者、戦没者及び遺家族に対する諸申請受付		福祉課
災害見舞金等の申請受付		福祉課
高齢者福祉サービス申請の受付		長寿課
高齢者虐待の相談窓口の紹介		長寿課
介護予防・介護保険の相談窓口の紹介		長寿課
介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請受付		長寿課
介護保険居宅サービス等利用者負担額助成申請受付		長寿課
介護保険負担限度額認定申請受付		長寿課
介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減受付		長寿課
介護保険受給資格証明書の交付		長寿課
介護保険被保険者証等の再交付		長寿課
介護保険の各種資格異動の受付		長寿課
介護保険料の減免の申請受付		長寿課
介護保険料の納付に関する相談・受付		長寿課
介護保険認定申請の受付		長寿課
介護保険認定申請の取下げ受付		長寿課
公立幼稚園入園申請受付		子ども課
保育園入園申請受付		子ども課
子ども手当の申請受付		子育て支援課
児童扶養手当、遺児手当及び特別児童扶養手当の申請受付		子育て支援課
児童クラブの受付		子育て支援課
要保護児童対策に関する相談受付		家庭児童支援課
DV相談、母子相談、ファミリーサポートセンター相談受付		家庭児童支援課
商工・観光団体との連絡調整		生活課 振興担当
農林水産関係に関する受付業務	農林水産課	
防犯啓発用品、活動支援用品等の配布	交通対策課	
防犯灯設置補助金の交付申請受付、現地確認業務	交通対策課	
防犯灯蛍光管の配布	交通対策課	
担当地区における交通安全啓発活動の実施	交通対策課	
婦人交通指導員、地区交通指導員の派遣申請受付	交通対策課	

主な業務	問合せ先	
	支 所	本 庁
町内会交通安全要望の受付	生活課 振興担当	交通対策課
防犯啓発活動の実施		交通対策課
市民相談に関する業務		市民課
コミュニティ組織との連絡調整		市民協働課
ボランティアの相談窓口		市民協働課
町内会、地縁団体に関する受付、簡易な相談業務		市民協働課
社会活動災害補償制度の手続き窓口		市民協働課
私立高等学校・専修学校授業料補助金に関する申請受付		教育庶務課
佐久島在住高校生渡船料助成金に関する申請受付		教育庶務課
教育委員会名義使用に関する申請受付		教育庶務課
教育委員会賞に関する申請受付		教育庶務課
学齢児童生徒の転入学通知書の交付		学校教育課
佐久島小・中学校小規模特認校制度に関する申請受付		学校教育課



5 各課からのお知らせ

合併に伴う制度の変更など、みなさまの暮らしに特に関わりの深い事項についてお知らせします。

「問合せ」は平成23年4月1日以降のものです。28ページの「合併後の主な施設の名称」を参考にお問合せください。

1 住民票や戸籍などについて

住民票・戸籍などの手続き

住民異動、戸籍の届出や証明書の発行などは、本庁及び各支所で行います。業務時間は月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、休日開庁は、本庁のみ土曜日（年末年始を除く）の午前9時から正午まで実施します。

また、戸籍の届出は、休日・夜間を問わず本庁及び各支所で受付します。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：地域振興部 市民課

印鑑登録証

本庁及び各支所で登録できます。

3町で発行された印鑑登録証は合併後もそのままお使いいただけますが、「西尾市」の登録証と無料で引換えできます。引換えは、平成23年4月1日以降に、旧登録証の発行支所で、旧町発行の印鑑登録証、認め印、本人確認書類を持参のうえ手続きしてください。

同一世帯のご家族の登録証も同時に手続きができますので一緒にお持ちください。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：地域振興部 市民課

外国人登録

外国人登録に関する手続きは本庁のみで行います。外国人登録原票記載事項証明書の発行は、本庁及び各支所で行います。

なお、居住地（住所）及び勤務地が3町の方は、外国人登録証明書(カード)の裏面に住所変更の記載をします。平成23年4月1日以降に本庁にカードを持ってお越しください。

同一世帯のご家族のカードも同時に手続きができますので一緒にお持ちください。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：地域振興部 市民課

合併に伴う住所表示の変更を証明する書類の発行

合併前・合併後の住所表示の変更証明書（地番・個人名の記載なし）を平成23年4月1日以降に、本庁市民課及び各支所生活課で発行します(申請の必要はありません)。

また、希望される方には、個人名が入った証明書を発行しますので、住所変更の手続きに必要な方は申請書により申請してください。手数料は無料です。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：地域振興部 市民課

2 税金について

個人市県民税

税率は合併前と変わりません。

問合せ

●本庁：総務部 税務課

固定資産税課税明細書及び固定資産税・都市計画税納税通知書

賦課期日（平成23年1月1日）が合併前であるため、現在の市町単位で作成し送付します。このため、書類が複数になることがあります。

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 税務課

都市計画税

市街化区域にある土地・家屋に課税されます。

都市計画税相当額＝課税標準額×税率（0.28%）

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 税務課

固定資産税課税台帳の縦覧、閲覧

本庁税務課で縦覧等ができます。なお、縦覧時に本人確認ができる書類（運転免許証等）が必要です。

また、縦覧期間中（平成23年4月1日から4月30日まで。閉庁時は除く）の閲覧手数料は無料となります。

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 税務課

軽自動車税等

原動機付自転車などの3町のナンバーは合併後も引き続き使用できます。

なお、軽自動車税の納付について口座振替を利用されている方には、平成23年6月中旬に車検用納税証明書を送付します。

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 税務課

税金の納付

3町で発行済の納付書は、原則、平成23年3月31日までしか使用できません。合併後は、西尾市から発行する納付書でその裏面に記載されている金融機関でお支払いください。

また、口座振替は下記の金融機関で、ご利用できます。

西尾信用金庫・三菱東京UFJ銀行・岡崎信用金庫・西三河農業協同組合・西三河漁業協同組合・
ゆうちょ銀行・愛知銀行・名古屋銀行・碧海信用金庫・蒲郡信用金庫・愛知県中央信用組合・
愛知県信用漁業組合連合会・三河信用組合

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 収納課

口座振替等の取扱い

合併後も原則、現在の登録口座で振り替えをしますので、改めて申し込みをする必要はありません。

問合せ

●支所：総務管理課 庶務担当 ●本庁：総務部 収納課

3 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険について

国民健康保険保険証

3月下旬に4月1日から使用する新たな保険証を郵送します。現在の保険証は同封の返信用封筒で返却してください。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：福祉部 保険年金課

国民健康保険税の課税

賦課・徴収は、下表のとおりです。

■税率

区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
所得割	3.8%	2.1%	1.07%
資産割	13.0%	12.0%	2.7%
均等割	22,500円/人	1,500円/人	6,800円/人
平等割	23,700円/世帯	1,500円/世帯	4,200円/世帯

■納期限

普通徴収 8期割（1期2期は仮徴収）
4, 5, 8, 9, 10, 11, 1, 2月の末日

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：福祉部 保険年金課

後期高齢者医療保険証

3月下旬に4月1日から使用する新たな保険証を郵送します。現在の保険証は同封の返信用封筒で返却してください。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：福祉部 保険年金課

後期高齢者医療保険料

保険料は、愛知県後期高齢者医療広域連合が決定しておりますので、今までと変わりありません。普通徴収による保険料の納期は、7月から翌年2月までの8回です。

なお、特別徴収は、これまでどおり年金から天引きされます。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：福祉部 保険年金課

介護保険証

3月下旬に4月1日から使用する新たな保険証を郵送します。現在の保険証は本庁または各支所におこしの際に返却いただくか、個人の責任において細かく裁断して破棄してください。

問合せ

●支所：生活課 福祉担当 ●本庁：福祉部 長寿課

介護保険申請

要介護認定などの申請は、本庁及び各支所で受付します。

問合せ

●支所：生活課 福祉担当 ●本庁：福祉部 長寿課

介護保険料

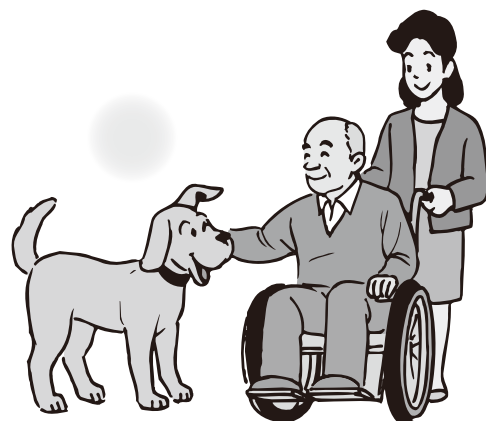
西尾市の保険料額に統一されます。

普通徴収の方は、1年度分の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納めることになります。

また、特別徴収の方は、年6回の年金支給時に年金から保険料が天引きされます。

問合せ

●支所：生活課 福祉担当 ●本庁：福祉部 長寿課



4 医療・福祉について

各種健康診査・検診

各種健康診査・検診は、下表のとおりです。

健康診査・検診の実施場所については、西尾市保健センター、3町の保健施設等及び西尾幡豆医師会健康管理センターで実施します。

区 分	対 象
一 般 健 診	40歳未満
人 間 ド ッ ク	40歳以上
乳 がん 検 診（乳 房 X 線）	40歳以上
乳 がん 検 診（超 音 波）	20歳以上
子 宮 が ん 検 診	20歳以上
胃 が ん 検 診	20歳以上
大 腸 が ん 検 診	20歳以上
肺がん・結核（胸部X線直接）検診	20歳以上
前 立 腺 が ん 検 診	40歳以上
骨 粗 し ょ う 症 検 査	20歳以上の女性 50歳以上の男性
肝 炎 検 査	40歳

問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター内：福祉部 健康課 ●吉良保健センター内：福祉部 健康課吉良分室
-----	--

予防接種

予防接種は、下表のとおりです。

集団接種の実施場所については、西尾市保健センター及び3町の保健施設で実施します。

区 分	対 象	接 種 方 法
B C G	3か月～6か月未満	集団接種
ポリオ（急性灰白髄炎）	4か月～90か月未満	集団接種
ジフテリア・百日せき・破傷風混合	4か月～90か月未満	集団接種
日 本 脳 炎 1 期	年少児～90か月未満	集団接種 （一部個別接種）
日 本 脳 炎 2 期	9歳～13歳未満	個別接種（希望者）
麻しん・風しん 混合1、2、3、4期	1歳、年長児、中学1年生、高校3年生相当	個別接種
ジフテリア・破傷風混合2期	小学6年生	個別接種
高 齢 者 イ ン フ ル エ ン ザ	65歳以上及び 60歳以上65歳未満で一定の障害者	個別接種

問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター内：福祉部 健康課 ●吉良保健センター内：福祉部 健康課吉良分室
-----	--

母子保健、成人保健

主な母子保健事業、成人保健事業は下記のとおりです。

実施場所については西尾市保健センター及び3町の保健施設で実施します。

	事業名	対 象
母 子 訪 問	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭
母子健康教育	マタニティ講座	妊娠中の方
	パパママ教室	おおむね妊娠5から9か月の方とその夫
	離乳食教室	・前期 4か月から5か月児の保護者 (旧3町は4か月児健診で実施) ・後期 6か月から8か月児の保護者
	お父さん教室	2歳のお子さんとお父さん
	お父さんの育児サロン	生後4か月から一人歩きしていないお子さんとお父さん
	赤ちゃんひろば	生後5か月から1歳未満の親子
	さくらんぼクラブ	入園前の多胎児の親子・多胎妊娠中の妊婦
	祖父母会	1歳から3歳のお子さんと祖父母
母子健康相談	1歳児育児相談	1歳児
	一般育児相談	しつけ、食事等育児全般に関する相談の方
	歯科相談	歯科に関する相談の方
	おめでとう相談	生後4か月までの親子
	母子健康手帳交付・妊婦相談	妊娠届出書(各医療機関で発行)を発行された方
母子健康診査	4か月児健診	3、4か月児
	1歳6か月児健診	1歳7～9か月児
	3歳児健診	3歳4、5か月児
	2歳児歯科健診	2歳1～3か月児・2歳7～9か月児
	妊産婦歯科健診	妊婦と産後1年以内の方
成人健康相談	健康相談	歯、栄養、禁煙など健康全般について相談の方

問合せ

- 保健センター内：福祉部 健康課
- 吉良保健センター内：福祉部 健康課吉良分室

不妊治療費助成制度

不妊治療の助成は、下表のとおりです。

区 分	内 容
一般不妊治療費助成	自己負担額の1/2 ※1年度あたり5万円を限度に継続2年間まで
特定不妊治療費助成	・自己負担額から愛知県特定不妊治療費助成額を控除した額 ・1回あたり5万円まで ※1年度あたり2回を限度に通算5年間

問合せ

- 保健センター内：福祉部 健康課
- 吉良保健センター内：福祉部 健康課吉良分室

子ども医療費

子ども医療費の支給は、入院・通院とも中学3年まで（15歳の年度末まで）を対象として、保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給します。なお、西尾市のかたは変更ありません。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：福祉部 保険年金課

敬老会及び敬老祝金

敬老会は満77歳以上の方を対象に、小学校区ごとに実施します。

また、数え88歳の方に敬老金、数え100歳以上の方に敬老金と記念品を進呈します。

問合せ

●本庁：福祉部 長寿課

障害者扶助料

3町で身体障害者手帳4・5・6級、療育手帳C判定の方は、新たに需給資格が発生します（ただし、所得制限があります）。

対象となる可能性がある方に対して4月に申請書を郵送しますので、申請手続きを行ってください。

問合せ

●支所：生活課福祉担当 ●本庁：福祉部 福祉課

5 子育て・教育について

保育園の入園申込み

新市の公私立いずれの保育園についても入園申込みができます。例えば住所地に近い保育園だけでなく、勤務地に近い保育園の入園が選択できることになります。

なお、入園については、一定の基準に基づき、決定されます。

問合せ

●本庁：子ども部 子ども課

保育料

下表は、平均的な保育料の一例です（保護者の前年分の所得税額が19,000円以上38,000円未満の世帯）。なお、西尾市で実施している第3子以降の保育料無料化は、引き続き実施します。

項目	区分	料金（月額）
保育料	3歳未満児	18,800円
	3歳児	15,600円
	4歳児以上	14,200円

問合せ

●本庁：子ども部 子ども課

保育時間

保育時間は下表のとおりとなります。

項目	区分	時間
保育時間	平日	8時00分～ 16時00分
	土曜日	8時00分～ 12時00分

問合せ	●本庁：子ども部 子ども課
-----	---------------

保育園の給食費

給食費は下表のとおりです。

項目	区分	年齢	料金
給食	主食代	3歳以上児	35円/食
		3歳未満児	負担なし

※3歳以上児の主食代は、一部私立保育園で異なります。

問合せ	●本庁：子ども部 子ども課
-----	---------------

市町遺児手当

3町の母子家庭等を対象とした手当を受給している方は、平成23年3月31日で受給資格を失うこととなりますので、申請手続きを行ってください。

平成23年3月31日時点で3町に住所を有し、西尾市遺児手当の受給資格のある方が、4月1日から5月31日までに申請し支給決定を受けた場合は、4月分の手当から支給されます。詳しくは、下記までお問合せください。

問合せ	●本庁：子ども部 子育て支援課
-----	-----------------

小中学校の学期制度

現在の学期制度は、西尾市は2期制、3町は3学期制であり、合併後においても現行のとおりとします。

なお、学校教育の全市的な均衡を図るため、来年度中には、その方針を定め、遅くとも合併後3年を目途に統一を図ります。

問合せ	●本庁：教育委員会事務局 学校教育課
-----	--------------------

小中学校の給食費

給食費は下表のとおりです。

区 分	小学校	中学校
給食費（1食単価）	240円	270円

問合せ

●本庁：教育委員会事務局 教育庶務課

図書館業務

西尾市立図書館を本館とし、3町の図書館を分館とします。

開館時間は、本館、分館ともに通年午前9時から午後6時までとします。その他の利用方法は、当面従来どおりです。

問合せ

●西尾市立図書館内：教育委員会事務局 図書館
一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館

スポーツ振興

市町民体育大会は、西尾市市民体育大会に統合し、開催します。吉良町と幡豆町で行っている町民運動会については、現行のとおり実施します。

また一色マラソン大会については、現行のとおり実施します。

問合せ

●総合体育館内：教育委員会事務局 スポーツ課
一色B&G海洋センター、吉良町公民館、幡豆公民館

生涯学習

生涯学習施設の管理運営は、現行のとおりです。また、各種講座については新市に引き継ぎます。

問合せ

●働く婦人の家内：教育委員会事務局 生涯学習課
一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館

文化振興

文化振興事業及び文化施設の管理運営は、現行のとおりです。

問合せ

●岩瀬文庫内：教育委員会事務局 文化振興課



6 水道・下水道について

水道料金・下水道使用料

水道の検針と水道料金・下水道使用料は今までと変わりません。

水道料金等の納付

西尾幡豆広域連合及び3町で発行済の納付書は、合併後も引き続き使用できます。納付書の裏面に記載されている金融機関でお支払ください。

平成23年4月1日以降に発行する納付書による水道料金等は、口座振替取扱い金融機関、郵便局の他、コンビニエンスストアでも納付できます。

なお、口座振替等の取り扱いについては、20ページ「口座振替等の取扱い」を参照してください。

問合せ

●支所：総務管理課 地域担当 ●本庁：上下水道部 水道管理課
上下水道部 下水道管理課

水道の開始・中止及び使用者の変更届出等

- ・開閉栓の届出…本庁で手続きをお願いします。なお、電話またはファックスでも受付ができます。
- ・名義変更…本庁または各支所で受け付けます。

問合せ

●支所：総務管理課 地域担当 ●本庁：上下水道部 水道管理課

7 ごみ・し尿について

ごみの分別・収集日、ごみ袋等

ごみ分別方法、収集日・場所は今までと変わりません。

3町の指定ごみ袋は合併後も使用できます。西尾市指定ごみ袋や現金に交換することはできません。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：環境部 ごみ減量課

し尿のくみ取り等

し尿くみ取りは、市が業者に委託し、各家庭を定期的に回収します。

料金の支払い方法は、2か月分をまとめ、納入通知書を郵送します。

問合せ

●支所：生活課 住民担当 ●本庁：環境部 ごみ減量課

6 合併後の主な施設の名称

合併後の主な施設の名称

西尾市の施設名は、合併後も変更ありません。

町名等	合併前施設名	合併後施設名	電話番号
一色町	一色町役場	西尾市役所一色支所	72-7111
	一色町役場佐久島支所	西尾市役所佐久島出張所	79-1001
	一色町生きがい健康センター	西尾市一色健康センター	73-4487
	一色町総合体育館	西尾市一色町体育館	73-6187
	一色町B & G海洋センター	西尾市一色B & G海洋センター	
	一色町公民館	西尾市一色町公民館	72-3411
	一色学びの館	西尾市立一色学びの館	72-3880
吉良町	吉良町役場	西尾市役所吉良支所	32-1111
	吉良町総合保健福祉センター	西尾市吉良保健センター	32-3001
	コミュニティ公園	コミュニティ公園	35-1544
	吉良町公民館	西尾市吉良町公民館	32-2151
	吉良町立図書館	西尾市立吉良図書館	32-3400
	吉良町農村環境改善センター	西尾市横須賀ふれあいセンター	35-3198
幡豆町	幡豆町役場	西尾市役所幡豆支所	62-5511
	幡豆町いきいきセンター	西尾市幡豆いきいきセンター	63-0155
	幡豆町ふれあいセンター	西尾市幡豆ふれあいセンター	62-2917
	幡豆町中央公民館	西尾市幡豆公民館	62-2914
	幡豆町立図書館	西尾市立幡豆図書館	62-6588
西尾幡豆 広域連合	西尾幡豆クリーンセンター	西尾市クリーンセンター	34-8112
	西尾幡豆ふれあい広場	西尾市ふれあい広場	34-8222
	西尾幡豆広域斎場やすらぎ苑	西尾市斎場やすらぎ苑	35-2233
幡豆郡 消防組合	幡豆郡消防組合消防本部・消防署	西尾市消防署一色分署	72-2110
	幡豆郡消防組合吉良分署	西尾市消防署吉良分署	32-3150
	幡豆郡消防組合幡豆分署	西尾市消防署幡豆分署	62-3119

Nishio City





発 行：西尾市・幡豆郡三町合併協議会
編 集：西尾市・幡豆郡三町合併協議会
〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地(西尾市役所内)
電話：(0563)56-2111
FAX：(0563)56-2155
E-mail：kikaku@city.nishio.lg.jp
ホームページ：http://www.city.nishio.aichi.jp/nishio/gappei
発行年月日：平成23年2月